

ビルドスタジオプログラム参加規約

本規約は、株式会社ゼロワンブスター（以下「当社」といいます。）が企画し、運営する「ビルドスタジオプログラム」（以下「本プログラム」といいます。）の運営その他の参加者間の権利及び義務について定めるものです。本プログラムへの参加を申し込むに際しては、本プログラムを通じた事業化に相互に協力することが本プログラムの重要な目的であることを理解し、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意頂く必要があります。

第一章 総則

第1条（定義）

- 1 「親会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表規則」といいます。）第8条第3項の定める親会社をいいます。
- 2 「子会社」とは、財務諸表規則第8条第3項の定める子会社をいいます。
- 3 「支配」とは、会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいいます。）に対する支配として財務諸表規則第8条第4項の定める支配をいいます。
- 4 「従業員等」とは、従業員、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号の定める派遣労働者であって、派遣先事業所が従業員と同一の者に限ります。）及び役員並びに弁護士、弁理士、税理士、公認会計士、情報処理安全確保支援士その他の専門職であって法令又は契約により依頼者に対して守秘義務を負う者をいいます。
- 5 「当社等」とは、当社の親会社及び子会社をいいます。
- 6 「公募参加者」とは、本プログラムに参加する個人をいいます。
- 7 「公募参加者設立企業」とは、公募参加者が支配する法人又は法人設立のための社団をいいます。
- 8 「参加事業会社」とは、当社が参加事業会社として指定する者をいいます。
- 9 「参加事業会社等」とは、参加事業会社及び参加事業会社の子会社をいいます。
- 10 「社内起業家」とは、本プログラムに参加する個人（公募参加者を除きます。）であって、参加事業会社の従業員等である者をいいます。
- 11 「支援専門家」とは、当社が支援専門家として指定する者をいいます。
- 12 「参加者」とは、公募参加者、社内起業家及び支援専門家をいいます。
- 13 「本システム」とは、当社の提供する本プログラムの運営にかかるウェブサイト、モバイルアプリケーションその他のシステムをいいます。
- 14 「秘密情報」とは、一方当事者（以下「開示当事者」といいます。）が他方当事者（以下「受領当事者」といいます。）に対して、本システムに関連して、文書、口頭、電磁的記録その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本規約の締結の前後を問わず、開示した一切の情報のうち秘密である旨を明示したもの（アクセス制御機能を有するクラウド環境等を介して開示された情報及び暗号化された情報は、当該アクセス制御及び暗号化をもって、秘密である旨を明示したものとみなす。）をいい、その複製を含みます。ただし、以下の各号のいずれかに当たる情報は、秘密情報には含まれません。
 - ① 開示された時点において、受領当事者がすでに了知していた情報
 - ② 開示された時点において、すでに公知であった情報
 - ③ 開示された後に、受領当事者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ④ 開示当事者に対して秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から、受領当事者が秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
- 15 「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含みます。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいいます。
- 16 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益にかかる権利（外国法及び条約に基づくものを含みます。）をいいます。
- 17 「使用等」とは、知的財産の使用、利用、実施その他の知的財産権の活用をいいます。

第2条（適用範囲）

- 1 本規約は、本プログラムにおける当社と参加者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と参加者との間の本プログラムの運営にかかわる一切の関係に適用されます。
- 2 当社が、当社の運営する本システム上で掲載する事項は、本規約の一部を構成します。
- 3 参加者は、本プログラムへの参加にあたっては、本規約の定めに従う必要があります。参加者となろうとする者は、本規約に同意をしない限り本プログラムへ参加することはできません。
- 4 本規約と本システム上の定め間に矛盾抵触がある場合、本規約の定めが優先して適用されます。
- 5 本プログラム又は本システムにおいて個別の利用規約がある場合、又は参加者間若しくは参加者、参加事業会社及び当社間で契約を締結した場合は、参加者は、本規約のほか個別の利用規約及び契約の定めにも従って本プログラムに参加し、かつ本システムを利用する必要があります。

第3条（公募参加者のエントリー）

- 1 公募参加者となろうとする個人（社内起業家及び支援専門家は除きます。以下、本条において同様とします。）は、当社が指定する方法にて、本プログラムへの参加申込みを行います。

- 2 以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は、公募参加者の本プログラムへの参加申込みを拒絶し、又は参加登録を取り消すことができます。
 - ① 虚偽の情報（本人特定事項を含みますが、これに限られません。）を提供したとき
 - ② 当社等の従業員等であるとき
 - ③ 第7条第2項の定める努力義務に違反すると当社が判断したとき
 - ④ その他本プログラムへの参加について適当でないと当社が判断したとき
- 3 当社が参加許可を通知し、本規約に同意する旨の契約書へ署名又は記名押印（署名又は記名押印に代えて電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項の定める電子署名を含みます。）を行った時点で、参加者・参加事業会社・当社間で本規約に基づく本プログラム参加契約が成立します。なお、前項の参加許可を受けなかった公募参加者となろうとする個人との間では当該契約は成立せず、本規約第10条ないし第14条の定めも当然に適用されないものとします。
- 4 未成年の方は、本プログラムに参加申込みを頂くことはできません。

第4条（アカウント）

- 1 参加者は、アカウントにかかる登録情報の一部を追加、修正又は削除できることがあります。参加者自身において登録情報を追加又は修正されるときは、参加者は、真実、正確かつ完全な情報を登録しなければならず、常に最新の情報となるよう修正する必要があります。
- 2 参加者は、本システムの利用に際して認証情報を登録する場合、これを不正に利用されないようご自身の責任で厳重に管理する必要があります。当社は、登録された認証情報を利用して行われた一切の行為を、参加者ご本人の行為とみなすことができます。
- 3 参加者の本システムにおけるすべての利用権は、理由を問わず、アカウントが削除された時点で消滅します。参加者が誤ってアカウントを削除した場合であっても、アカウントの復旧はできません。
- 4 本システムのアカウントは、参加者に帰属します。参加者の本システムにおけるすべての利用権は、第三者に譲渡、貸与その他の処分又は相続させることはできません。
- 5 参加者は、本プログラム中に限り本システムを利用することができます。参加者が参加資格を失ったときは、当社は、そのアカウントを削除することができるものとします。

第5条（本システムの提供）

- 1 参加者は、本システムを利用するにあたり、必要な通信機器、オペレーションシステム、通信手段及び電力等を、参加者の費用と責任で用意する必要があります。
- 2 当社は、当社が必要と判断する場合、あらかじめ参加者に通知することなく、いつでも、本システムの全部又は一部の内容を変更し、または停止することができます。
- 3 当社は、以下のいずれかに該当する場合、あらかじめ参加者に通知することなく、本システムの全部又は一部の提供を中止することができます。
 - ① 本システムの運用に必要な機器又はプログラムの保守、点検、修理等に必要とき
 - ② 天災地変、戦争、内乱、暴動、テロリズム、サイバー攻撃、感染症のまん延その他の不可抗力、適用法令の制定、改廃、公権力による命令、処分、指導、電気通信事業者又はクラウドサービス事業者によるサービスの提供の中断又は中止、火災・停電等の事故、天災、戦争、暴動、労働争議等の不可抗力により、本システムの提供ができなくなったとき
 - ③ 本システムの運用に必要な機器又はプログラムに障害（過負荷を含みます。）が発生した場合
 - ④ 参加者又は第三者の生命・身体又は財産の保護に必要な場合
 - ⑤ 前各号に定めるもののほか、当社が必要と合理的に判断した場合

第6条（禁止事項）

- 1 当社は、本プログラム又は本システムに関する参加者による以下の行為を禁止します。
 - ① 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
 - ② 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある行為
 - ③ 当社又は第三者の知的財産権その他法令上又は契約上の権利を侵害する行為
 - ④ 個人に関する情報を不正に収集、開示又は提供する行為
 - ⑤ 本システムのサーバやネットワークシステムに支障を与える行為
 - ⑥ 逆コンパイル又は逆アセンブルその他の方法で本システムを解析する行為
 - ⑦ 本プログラム又は本システムの運営を妨害する行為
 - ⑧ 前各号のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為
 - ⑨ 前各号に定めるもののほか、当社が不適当と合理的に判断した行為

第7条（参加者の責任）

- 1 参加者は、参加者自身の責任において本プログラムに参加し、かつ本システムを利用するものとし、本プログラムにおいて行った一切の行為及びその結果について一切の責任を負うものとします。
- 2 参加者は、当社が別途定める本プログラムの個別のアクティビティに参加し、かつ指定されたコミットメントを達成するように商業的に合理的な努力を尽くすものとします。
- 3 参加者は、本プログラム期間中において、当社から助言、指摘その他の示唆（以下「助言等」といいます。）を受けた場合、当該助言等を誠実に考慮して本プログラムへの参加に当たるよう努めるものとします。

- 4 当社は、参加者が以下のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがある場合、あらかじめ参加者に通知することなく、本プログラムへの参加資格の停止又は取消、本システムの全部又は一部の利用の停止、本プログラムに関する参加者・参加事業会社・当社との間の契約（本規約に基づく契約を含みます。以下同じ。）の解除その他の当社が必要かつ適切と合理的に判断する措置を講じることができます。
- ① 適用のある法令又は本規約若しくは個別利用規約に違反した場合
 - ② 反社会的勢力の構成員又はその関係者である場合
 - ③ 風説の流布、偽計、威力その他の不正な手段を用いて他の参加者、参加事業会社又は当社の信用を毀損する場合
 - ④ 前各号に定めるもののほか、参加者との信頼関係が失われた場合その他参加者への本システムの提供が適切でないとして当社が合理的に判断した場合
- 5 参加者は、本システムを利用したこと起因して（当社がかかる利用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。）、当社が直接的又は間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます。）を被った場合、当社の請求にしたがって直ちにこれを賠償するものとします。

第8条（非保証）

- 1 参加者は、明示的又は黙示的に、本プログラム又は本システム（本システムを介して提供される情報を含みます。）に関するいかなる事項（その客観性、正確性、妥当性を含む。）についても、また、本システムが特定の目的への適合性、商品性を有し、又は第三者の権利を侵害しないことについて、当社が何らの保証を行わないことを承認し、同意するものとします。
- 2 参加者は、本システムの信頼性、完全性その他の品質（バグ、脆弱性等の不存在を含みます。）に関するいかなる事項について、当社が何らの保証を行わないことを承認し、同意するものとします。

第二章 本プログラムの運営

第9条（本プログラムの準備）

- 1 当社は、別途定める本プログラム実施要綱に従い、本プログラムを運営するものとします。参加者は、本プログラムの円滑な運営に協力しなければなりません。
- 2 当社は、当社が定める選考基準に従い、本プログラムにおける各ステージに参加できる参加者を選考することができるものとします。

第10条（本プログラムにおける知的財産の取扱い）

- 1 参加事業会社は、本プログラムにおいて社内起業家が他の参加者に開示する知的財産（以下「参加事業会社開示知的財産」といいます。）について、当該参加事業会社開示知的財産の開示時において、参加事業会社が当該参加事業会社開示知的財産にかかる知的財産権を有し、又は当該知的財産権を有する第三者（以下「外部権利者」といいます。）から当該参加事業会社開示知的財産を本プログラムにおいて開示し、かつ本規約に従って他の参加者及び公募参加者設立企業並びに当社等による使用等を許諾する権利を有することを表明し、保証するものとします。
- 2 公募参加者は、本プログラムにおいて公募参加者が他の参加者に開示する知的財産（以下「公募参加者開示知的財産」といいます。）について、当該公募参加者知的財産の開示時において、公募参加者が当該公募参加者開示知的財産にかかる知的財産権を有し、又は外部権利者から当該公募参加者開示知的財産を本プログラムにおいて開示し、かつ公募参加者規約等に従って他の参加者並びに公募参加者設立企業、参加事業会社等及び当社等による使用等を許諾する権利を有することを表明し、保証するものとします。
- 3 参加者は、参加事業会社開示知的財産及び公募参加者開示知的財産（以下、併せて「開示知的財産」といいます。）について、他の参加者並びに公募参加者設立企業、参加事業会社等及び当社等に対して、当該開示知的財産の使用等は無償、非独占的かつ無期限に許諾するものとします。
- 4 前項の定める許諾について、開示知的財産を使用等しようとする参加者若しくは公募参加者設立企業、又は参加事業会社等若しくは当社等と、当該開示知的財産にかかる知的財産権を有し、又は使用等を許諾する権利を有する参加者（以下「二次利用許諾義務者」といいます。）は、当該使用等の許諾にかかる契約にかかる契約書を個別に作成するように努めるものとします。
- 5 前項は、二次利用許諾義務者に対して、開示知的財産の使用等において使用等が必要な知的財産であって開示知的財産に含まれないものの使用等の許諾を義務づけるものとは解釈されないとします。
- 6 前項の定めにかかわらず、参加者又は公募参加者設立企業、参加事業会社等若しくは当社等が開示知的財産を含む知的財産にかかる特許権その他の排他的な知的財産権を取得したときは、他の参加者又は公募参加者設立企業、参加事業会社等若しくは当社等に対して、開示知的財産の使用等において使用等が必要な範囲で、当該知的財産権にかかる知的財産の使用等は無償かつ非独占的に許諾するものとします。
- 7 参加者は、第1項及び第2項の表明保証に違反し、又は第3項の許諾を履行しないことに起因又は関連して他の参加者に損害等が生じたときは、当該参加者に対して、当該損害等を補償しなければなりません。

第11条（本プログラム中で生じた知的財産の取扱い）

- 1 本プログラムにおいて参加者が共同で発明等した知的財産（次条第1項の定める委託ソフトウェア等を除きます。以下「新規知的財産」といいます。）にかかる知的財産権は、発明等に寄与した参加者（発明等に実質的に寄与した参加者に限り、資金、資料等（データ等の情報を含みます。）を提供しただけにとどまる参加者は含みません。以下「新規知的財産発明者等」といいます。）間の共有とし、その持分比率は同率であると推定するものとします。ただし、発明等の前に書面にて、異なる持分比率を定め、又は発明等に実質的な寄与した参加者以外の参加者に持分を認めることを定めたときは、この限りではありません。
- 2 新規知的財産発明者等が社内起業家又は支援専門家であるときは、第1項の定める新規知的財産にかかる知的財産権の共有持分は、参加事業会社又は当社に帰属するものとします。

- 3 新規知的財産発明者等が、新規知的財産について特許権その他の排他的な知的財産権を取得することを希望する場合であって、当該知的財産権の取得に他の新規知的財産発明者等の協力が必要なときは、参加者、参加事業会社及び当社は、誠実に協力するものとし、公募参加者が公募参加者設立企業へ当該知的財産権を帰属させ、又は使用等の許諾権を設定することを希望するときは、当該公募参加者は当該公募参加者設立企業をしてこれに協力させるものとします。
- 4 本プログラムにおいて新規知的財産が参加者に開示されたときは、新規知的財産は開示知的財産とみなし、前条第3項以下を適用するものとします。

第12条 (支援専門家の開発するプログラム)

- 1 本プログラムにおいて、参加者(支援専門家を除く。)が支援専門家に開発を委託したプログラムの著作物(以下「委託ソフトウェア等」といいます。)にかかる著作権(二次的著作物に関する著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の定める権利を含みます。以下同様とします。)は、開発を委託した参加者に帰属するものとします。ただし、当該開発の受託時において、書面において、開発を行う支援専門家において当該著作権を有償で譲渡することを定めたときは、この限りではありません。
- 2 前項ただし書の定める有償の譲渡契約の譲渡対価については、当社は、公募参加者については、公募参加者設立会社の株式その他の有価証券によることを求めることができます。このときの委託ソフトウェア等の譲渡対価の額、公募参加者設立企業の株式その他の有価証券にかかる払込価格その他の条件は、公募参加者・当社間で別途協議の上で定めるものとします。

第13条 (データ保護)

- 1 当社は、本プログラムに関連して取り扱う参加者の個人情報を、当社プライバシーポリシーに従って適切に取り扱います。
- 2 当社は、当業者において商業的に一般的な個人情報にかかる情報セキュリティ対策その他の安全管理措置を実施します。
- 3 参加者は、参加者が自身の個人情報を本プログラム中又は本システムを介して他の参加者に開示したときは、他の参加者は当該開示を行った参加者から直接に当該個人情報を取得したものとみなし、当社はこれに介入しないものとします。参加者が他の参加者の個人情報を開示したときも同様とします。

第14条 (起業及び専念義務)

- 1 公募参加者は、本プログラム実施要綱に定める中間評価通過の通知時以降、当該通知から1年以内に、開示知的財産に基づき、又は開示知的財産を使用等して得られるものを利用して、公募参加者設立企業を設立するように努めるものとします。公募参加者が公募参加者設立企業を設立したときは、速やかに当社へその旨を通知するものとします。
- 2 公募参加者は、本プログラム期間中に、本プログラム以外の第三者が運営するアクセラレーションプログラムその他の起業家・スタートアップ支援事業(以下「第三者プログラム」といいます。)に参加し、又は支援を受けようとするときは、予め、当社に通知するように努めるものとします。
- 3 公募参加者が、専ら第三者プログラムでの採択その他の公募参加者の責めに帰すべき事由により本プログラムを本プログラム期間中に辞退し、当該辞退により当社又は他の参加者に対して不当な損害を与えた場合には、当社及び参加事業会社は、当該公募参加者に対し、その損害を請求をすることがあります。

第三章 一般原則

第15条 (損害賠償)

- 1 当社及び参加事業会社は、公募参加者に対する債務不履行責任又は不法行為責任については、逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負わず、通常生ずべき損害の範囲内で損害賠償責任を負うものとします。

第16条 (秘密保持)

- 1 受領当事者は、秘密情報について、善良な管理者の注意義務をもって管理し、厳に秘密を保持するものとし、開示当事者の事前の書面による承諾なしに、第三者に対して開示をしてはならない。ただし、受領当事者は、データ利用目的のために必要な範囲のみにおいて、自身の責任において本規約の義務をすべて遵守させる限りにおいて、受領当事者及びその子会社の従業員等に対して、秘密情報を開示できます。
- 2 受領当事者は、前項の定めに基づき秘密情報の開示を受ける第三者が法律上の守秘義務を負う者でない場合は、本規約の定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を当該第三者に課し、その義務を遵守させ、かつ、当該第三者においてその義務の違反があったときは、受領当事者による義務の違反として、開示当事者に対して直接に責任を負います。
- 3 第1項の定めにかかわらず、受領当事者は、法令又は裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他受領当事者を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則、命令、調査若しくは照会に従い、必要な範囲において秘密情報を公表又は開示することができます。ただし、受領当事者は、かかる公表又は開示を行ったときは、その旨を遅滞なく開示当事者に通知するものとします。
- 4 受領当事者は、本規約の有効期間中であるか、本規約終了後であるかを問わず、開示当事者からの書面による請求があったときは、自らの選択及び費用負担により、受領当事者又は受領当事者より開示を受けた第三者が保持する秘密情報を速やかに返還、削除又は破棄しなければなりません。
- 5 受領当事者は、開示当事者が要請したときは、速やかに前項に基づく受領当事者の義務が履行されたことを証明する書面を開示当事者に提出するものとします。
- 6 受領当事者は、受領当事者が本規約に違反したか否かにかかわらず、秘密情報が漏えいし、若しくは漏えいのおそれがあり、又は秘密情報がデータ利用目的外で利用され、若しくは利用されるおそれがあるときは、直ちに開示当事者へ通知し、開示当事者の指示に従い、秘密情報の回収等の適切な処置を講ずるとともに、秘密情報の漏えいを最小限に留めるよう最善の措置を講じるものとします。

第17条 (反社会的勢力の排除)

- 1 当社及び参加事業会社は、公募参加者又は公募参加者設立企業の従業員等(以下、併せて「反社関係参加者」といいます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総

会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本規約に基づく契約関係の全部又は一部を解除することができます。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - ⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 当社及び参加事業会社は、公募参加者又は公募参加者設立企業の従業員等（以下「反社行為参加者」といいます。）が自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本規約に基づく契約関係を解除することができます。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて他方参加者の信用を棄損し、又はその業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- 3 当社及び参加事業会社が、自らが反社関係参加者又は反社行為参加者に当たらない場合であって、本条各項の定めにより本規約に基づく契約関係の全部又は一部を解除したときは、反社関係参加者又は反社行為参加者に損害が生じても、当社及び参加事業会社は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当社又は参加事業会社に損害が生じたときは、反社関係参加者及び反社行為参加者はその損害を賠償しなければなりません。

第18条（期間）

- 1 本プログラムの期間は、2023年08月01日から2024年07月31日とします。
- 2 前項の定めにかかわらず、第8条、第10条ないし第14条、第16条ないし第18条及び第21条以下の定めは、本プログラム終了後も有効に存続するものとします。

第19条（解除）

- 1 当社は、公募参加者又は公募参加者設立企業が以下の各号のいずれかに該当したときは、自らの責めに帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本規約に基づく契約関係の全部又は一部を解除できます。
 - ① 本規約の定める条項に違反し、催告をしたにもかかわらず30日以内に当該違反が是正されないとき
 - ② 差押え、仮差押え、競売、租税滞納処分その他公権力の処分を受け、又は破産、民事再生、会社更生、特別清算その他法的倒産手続の申立てがあったとき
 - ③ 監督官庁より営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けたとき
 - ④ 解散、会社分割、事業の全部若しくは本規約を含みます。重要な一部の譲渡又は合併の決議をしたとき
 - ⑤ 清算又は私的整理の手続に入ったとき
 - ⑥ 手形又は小切手を不渡りとしたとき
 - ⑦ 支払停止又は支払不能の状態となったとき
 - ⑧ 資産又は信用状態に重要な変化が生じ、本規約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるなど、前各号に準ずる事由が生じたとき
 - ⑨ その他、本規約を継続しがたい相当の事由があると当社が判断したとき
- 2 前項に従って当社が解除権を行使したときは、当社は、解除によって公募参加者に生じた損害を賠償する責任を負いません。

第20条（譲渡禁止）

- 1 各参加者は、本規約に基づく契約関係上の権利義務又は本規約上の地位の全部若しくは一部を、自らを除く他のすべての参加者の事前の書面による同意なく、第三者に譲渡、移転その他の方法により処分し、又は担保に供することはできません。ただし、第10条第4項の定め（第11条第4項で準用する場合を含みます。）又は第12条第1項ただし書により契約書を作成した場合であって、当該契約書にかかる契約当事者の事前の書面による同意があるときは、当該契約にかかる権利義務又は地位の全部又は一部については、この限りではありません。

第21条（分離可能性）

- 1 本規約のいずれかの条項が、違法、無効又は執行不能であるときであっても、それらは本規約の他の条項に影響を与えるものではなく、他の条項を無効又は執行不能とするものではありません。

第22条（差止め）

- 1 当社は、参加者が本規約に違反し、又は違反するおそれがあるときは、その差止め又は差止めにかかる仮の地位を求める仮処分を申し立てることができるものとします。

第23条（準拠法及び管轄）

- 1 本規約は、日本法を準拠法とします。
- 2 本規約に起因し、又は関連して、いずれかの参加者間に生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第24条（協議）

- 1 本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に関して疑義が生じた事項については、参加者は誠実に協議の上、信義誠実の原則に従って解決するものとします。

以上

別紙 プログラム実施要綱